

【制 定 日】2016年12月27日

【改 定 履 歴】2017年 3月 8日

第1章 総則

(名称)

第1条 この規則が対象とする組織は、「知」の集積と活用の中 次世代陸上養殖システムによるフィッシュファクトリー創造プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という）と称する。

(趣旨及び目的)

第2条 プラットフォームは、農林水産・食品分野の産学連携の仕組みである「知」の集積と活用の中産学官連携協議会（以下「協議会」という）のもとに設置され、協議会の取り組みの基盤のひとつとして、産学及び異分野の組織・人材交流と第11条に定めるコンソーシアムの形成、運営管理を通じて、次世代陸上養殖システムにおけるイノベーション創出をめざす。

2. プラットフォームは、協議会を通じ、協議会のもとに形成された他の研究開発プラットフォームとの間で、適宜情報交換又は人材交流等を行い、前項の目的の達成につなげる。

(事業内容)

第3条 プラットフォームは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 次世代陸上養殖システムにおける研究戦略及び知財戦略の策定
- (2) 前号の戦略を実現するためのコンソーシアムの形成と運営管理
- (3) フィッシュファクトリー創造におけるビジネスモデルの策定
- (4) コンソーシアムで得られた研究成果等の情報発信
- (5) 新規会員の勧誘
- (6) その他プラットフォームの目的を達成とするため必要な事業

第2章 会員

(入会)

第4条 協議会会員のうちプラットフォームの会員として入会しようとする者は、入会申込書（別紙1の1）を秘密保持宣誓書とともに事務局あてに提出し、第15条にさだめる全体会議の承認を得るものとする。

(退会)

第5条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会届（別紙1の2）を事務局あてに提出し任意に退会することができる。

(会員資格)

第6条 プラットフォームの会員は第2条にさだめる趣旨及び目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる法人、団体又は個人とする。なお、プラットフォームの会員として有する権利又は地位の全部又は一部を第三者に譲渡することはできない。

(1) 一般会員 全体会議において認められた者

(会員の権利義務)

第7条 会員は第3条に定める事業に参加する権利を有する。

2. 会員は、次の各号の義務を負う。

(1) プラットフォームの目的を達成するため、第3条で定める事業への協力

(2) 本規則その他プラットフォーム運営に係る諸規定、ルール等の遵守

(除名)

第8条 会員が以下の各号の一に該当する行為を成したときは、全体会議の決定をもって、除名することができる。

(1) 前条第2項の遵守義務に違反したとき

(2) プラットフォームの名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為を成したとき

(3) その他、除名に値する正当な理由があるとき

(資格喪失)

第9条 会員は、協議会会員の資格を喪失したとき、又は第5条並びに第8条の場合のほか、会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人においては解散したときは、会員の資格を喪失する。

第3章 体制

(プラットフォーム体制)

第10条 プラットフォームの組織体制は別紙2のとおりとする。

(研究コンソーシアム)

第11条 プラットフォームにプラットフォームの戦略に基づいて個別の研究テーマをさだめ、専門的技術、アイデアを持ち寄り、次世代陸上養殖システムの研究開発を行うグループとして、会員をメンバーとした単独又は複数の研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）を置くことができる。

(プロデューサー)

第12条 プラットフォームには、会員の中から選ばれたプロデューサーを置く。

(プロデューサーの職務)

第13条 プロデューサーは以下の各号の役割を担う。

(1) 次世代陸上養殖システムにおける事業化を推進するため必要となるシーズ及びニーズの発掘

(2) 関係者間の利害関係の調整

(3) 全体会議の議案の作成

- (4) コンソーシアムの研究開発費調達
- (5) コンソーシアムの進捗管理の統括

(プロデューサーの選任)

第14条 プロデューサーは、設立時を除き、全体会議により選任される。

- 2. 第16条に定めるプロデューサーの任期が満了したとき、又は第17条の定めによりプロデューサーが解任されたときには、全体会議において新たにプロデューサーが選任される。

(全体会議)

第15条 プラットフォームには、プロデューサー及び一般会員で構成される全体会議を設置し、プラットフォーム運営に係る以下の各号にさだめる重要事項の審議を行う。

- (1) 本規則の改廃
 - (2) 新規会員の入会の承認
 - (3) 事業計画並びに収支予算及び決算の承認
 - (4) プロデューサーの選任及び解任
 - (5) プラットフォームの解散
 - (6) コンソーシアムの設置
 - (7) その他プラットフォームの運営に関し重要な事項
- 2. 全体会議は、議長の招集により適宜開催するものとし、議長はプロデューサーが務めるものとする。
 - 3. 全体会議は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成によって決議するものとする。
 - 4. 全体会議メンバーが事前に了解した場合、審議を書面により実施することができる。
 - 5. 全体会議は、適宜、専門的又は個別的な課題に関する諮問機関として、全体会議が選任した会員で構成される単独又は複数の「分科会」を設置することができる。

(プロデューサーの任期)

第16条 プロデューサーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(プロデューサーの解任)

第17条 プロデューサーが次の各号のいずれかに該当するときは、全体会議の決定をもって、それぞれ解任することができる。

- (1) 本規則に違反又は目的に反する行為をしたと認められるとき
- (2) 病气療養等の理由で長期にプロデューサーとしての責務が果たせないと認められるとき
- (3) その他プロデューサーとしてふさわしくない正当な理由がある場合

(報酬)

第18条 プロデューサーの報酬は無報酬とする。

(事業年度)

第19条 プラットフォームの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第20条 本規則にさだめるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、全体会議の決議により定めることができる。

第4章 運営

(会費)

第21条 会員は、1万円の年会費を負担する。ただし、官公庁又は非営利の法人若しくは団体に所属する者は負担を免除する。

(費用負担)

第22条 プラットフォームの活動に係る費用は、特段の場合を除き、原則、当該費用が発生する活動を行った会員が個別で負担する。ただし、事業の進展やその内容に応じて必要となった特段の費用については、事務局に申請の上、全体会議の承認を得た上でこれを支弁する。

(事務局)

第23条 プラットフォームの事務局を、以下の所在地に置く。

岩手県釜石市平田第3地割75-1 国立大学法人 岩手大学 釜石サテライト

2. 事務局は、プラットフォーム運営に係る、総務、庶務全般の業務を行う。

(秘密保持義務)

第24条 会員は、プラットフォームの活動に際し取り扱う秘密情報に関し、別途プラットフォームに差し入れる「秘密保持誓約」に従い、これを取扱う（別紙4）。

(知的財産の取扱い)

第25条 プラットフォームにおけるコンソーシアムで得られた知的財産の取扱いについて定める場合には、会員間での協議を踏まえ、全体会議において決定する。

第5章 附則

(設立)

第26条 設立時の会員は、別紙3の通りとする。また、プラットフォーム設立初年度の事業年度は当該設立日から2017年3月31日までとする。

(設立総会)

第27条 プラットフォームの設立に先立ち前条に定める会員により設立総会を開催する。

2. 設立総会の議長はプラットフォームの事務局が設置される予定の岩手大学がこれにあたる。

3. 設立総会において、以下の各号に定める事項について審議し、決定する。

(1) 本規則の制定

(2) プロデューサーの選任

(3) 全体会議の設置

(4) その他プラットフォームの設立・運営に関し重要な事項

4. 設立総会は、前条に定める会員の全員の出席をもって成立し、出席者の全員の賛成によって決議するものとする。

(別紙3)

会員名簿（順不同）

株式会社山元 岩手県釜石市港町 1-5-25

株式会社エイワ 岩手県釜石市大字平田第3地割 61 番地 24

株式会社三陸技研 岩手県釜石市平田町第3地割74

株式会社成瀬理工 岩手県盛岡市上田3丁目8-29

釜石ヒカリフーズ株式会社 岩手県釜石市唐丹町字小白浜568番地

藤勇醸造株式会社 岩手県釜石市大渡町3丁目15番地32

釜石湾漁業協同組合 岩手県釜石市平田第3地割46

株式会社アイシーエス 岩手県盛岡市松尾町17番8号

株式会社東北銀行 岩手県盛岡市内丸3番1号

公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター 岩手県釜石市平田第3地割75-1

釜石市 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号

国立大学法人岩手大学三陸水産研究センター 岩手県釜石市平田第3地割75-1